

## ○鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場の 設置および管理に関する規則

( 昭和 58 年 5 月 26 日 )  
規 則 第 8 号

|           |                 |                  |
|-----------|-----------------|------------------|
| <b>改正</b> | 昭和62年4月1日規則第1号  | 平成2年3月5日規則第1号    |
|           | 平成3年11月1日規則第6号  | 平成7年9月13日規則第2号   |
|           | 平成11年6月29日規則第8号 | 平成17年10月18日規則第4号 |
|           | 平成18年8月24日規則第4号 | 平成21年2月4日規則第1号   |
|           | 平成25年2月25日規則第1号 | 平成26年2月25日規則第1号  |
|           | 平成30年3月29日規則第1号 | 令和元年10月1日規則第1号   |

(目的)

**第1条** この規則は、鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場の設置および管理に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（組合が処分する産業廃棄物）

**第2条** 条例第6条に規定する組合が処分する産業廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 食料品製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の廃棄物（以下「動植物性残渣」という。）
- (5) 廃プラスチック類（眼鏡および漆器製造に係るもの）
- (6) 下水道汚泥
- (7) その他管理者が認めるもの

（廃棄物処分手数料）

**第3条** 条例第7条に規定する廃棄物処分手数料は、別表に定める基本手数料および加算手数料の合計額に、当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）および消費税相当額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第6類 施設（鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場の設置および管理に関する規則）

---

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和62年規則第1号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**（平成2年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成3年規則第6号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

**附 則**（平成11年規則第8号）

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

**附 則**（平成17年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

第6類 施設 (鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場の設置および管理に関する規則)

別表

1 基本手数料

| 区 分                   |          | 単 位        | 単 価      |       |
|-----------------------|----------|------------|----------|-------|
| 一廃<br>棄<br>般物         | し尿・浄化槽汚泥 | 1,800 リットル | 236 円    |       |
|                       | 可燃物      | 集落排水汚泥     | 10 キログラム | 124 円 |
|                       |          | その他        | 同上       | 58 円  |
|                       | 不燃物      | 同上         | 58 円     |       |
| 産<br>業<br>廃<br>棄<br>物 | 可燃物      | 紙くず        | 同上       | 115 円 |
|                       |          | 木くず        | 同上       | 115 円 |
|                       |          | 繊維くず       | 同上       | 172 円 |
|                       |          | 動植物性残渣     | 同上       | 115 円 |
|                       |          | 廃プラスチック類   | 同上       | 172 円 |
|                       |          | 下水道汚泥      | 同上       | 124 円 |
|                       |          | その他        | 同上       | 172 円 |

備考

- 1 し尿および浄化槽汚泥の廃棄物処分手数料は、1,800 リットルにつき 236 円を基礎として実搬入量に応じて算出した額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 可燃物および不燃物の廃棄物処分手数料（以下「手数料」という。）の算定基礎となる重量の単位は 10 キログラムとし、その重量が 10 キログラムに満たない場合は 10 キログラムとみなす。
- 3 手数料の算定基礎となる重量が 10 キログラムを超える場合で、10 キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入して算出した重量をもって手数料を計算するものとする。

第6類 施設（鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場の設置および管理に関する規則）

---

2 加算手数料

次の表の左欄に掲げる廃棄物の廃棄物処分手数料は、当該廃棄物の区分に応じ、同表右欄に掲げる額を基本手数料に加算した額とする。

| 区 分                    | 単 位 | 単 価   |
|------------------------|-----|-------|
| 乗用車用・軽自動車用タイヤ（20インチ以内） | 1 本 | 477 円 |
| スプリング入りマットレス           | 1 個 | 953 円 |
| 除 湿 機 等                | 1 個 | 477 円 |